

受動喫煙防止対策推進事業について

資料5

＜受動喫煙防止対策の強化に向けた健康増進法の一部改正について(案)＞

※H30.1.30厚労省公表資料を基に作成

基本的考え方

望まない受動喫煙の防止を図るため、屋内において、受動喫煙にさらされることのないようにする。

第1 「望まない受動喫煙」をなくす

第2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

第3 施設の累計・場所ごとに対策を実施

法整備の概要

施設		禁煙の状況	要件
A	医療機関 小中高、大学等 行政機関	敷地内禁煙	屋外に必要な措置がとられた場所において喫煙場所の設置可
B	上記以外の施設(事務所、 飲食店、ホテル等)	屋内原則禁煙	喫煙専用室の設置可(標識の掲示義務) 加熱式たばこ専用の喫煙室(※経過措置)
	既存の小規模の飲食店	喫煙可	喫煙可(標識の掲示義務) (※経過措置)

- ・私的な空間は適用除外(住宅、旅館・ホテルの客室等)
- ・20歳未満(客・従業員)の喫煙専用室への立入禁止
- ・東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行

＜今後のスケジュール(案)＞ ※H30年度内に法改正・政省令交付があった場合を想定し、作成

	H29年度(2017年度)	H30年度(2018年度) 4月 夏以降	H31年度(2019年度) 4月 9月(ラグビー)	H32年度(2020年度) 7月(東京オリ)
厚生労働省	法案提出	政省令公布		
国民 施設の 管理権原者		段 階 的 に 施 行	喫煙室の設置等の準備、 掲示・届出等	
県 保健所 設置市			周知・啓発 相談対応、届出受理	行政指導、勧告、命令、罰則

- ①喫煙専用室や屋外の分煙施設の整備に対し、予算や税制等による支援措置を実施
- ②国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について国及び地方自治体がパンフレット等の作成・配布により周知・啓発を実施。

1.受動喫煙防止対策の普及啓発にかかる庁内連絡会議(3回/年)

【庁内関係課】

- ・各施設を所管する庁内関係課と法改正等の情報共有を行い、周知・啓発にかかる役割の検討。



2.市町村・関係機関との協力・連携による県民・事業所等への周知・啓発の実施

周知・啓発用リーフレットの配布

- ① 受動喫煙防止に関するリーフレットの作成
- ② 市町村、医療機関、薬局等へリーフレットの配布

各事業主団体への説明会・個別相談支援

- ③ 事業主団体・関係者への説明会の開催(随時)
保健所ごとに、関係者・団体への説明を実施し、周知を図る。
- ④ 事業所への個別相談支援(5事業所)
事業所に応じた受動喫煙防止対策、禁煙支援等について、個別に相談、情報発信を実施。

県民等への普及・啓発

- ⑤ 市町村・関係団体と協働し、世界禁煙デーやイベント等の機会を通じて、広く県民に周知する。
- ⑥ 情報発信
受動喫煙防止対策に関する情報を県ホームページ、各市町村広報等に掲載依頼。